

建築基準法による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年11月29日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第52号

建築基準法による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法による意見の聴取に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市建築基準法による意見の聴取に関する規則

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「第12項」を「第13項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)